

新型コロナウイルス感染症対策に関し医療提供・感染予防体制の整備及びワクチン接種の円滑な実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の流行は、百年に一度の国難とも言うべき状況であり、未だ収束の見込みには至っていない。

そのような中、希望ともいえるワクチン接種が全国で進みつつある。しかし、進捗状況には、自治体間において差が出てきている。その要因の一つとして、ワクチンの供給量とその時期が明確でない事があげられる。

人口10万人あたりの医師数は、全国平均259人と比較すると、雲南圏域は152人と低く、医師数は極めて不足している。雲南市と同様に医師数が不足している自治体においては、国が求める7月末までに高齢者接種を完了することは難しく、市民からも不満の声が上がっている。

住民の命と健康を守り、安心した生活や地域経済を取り戻すためには、国・県・市町村が総力をあげてその対策に取り組む必要がある。

については、下記のとおり要望する。

記

1. 医療提供・感染予防体制の整備について

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係る必要な施設や医療体制の整備、物資の確保への支援を行うとともに、感染症患者受入れの有無に関わらず患者の減少に伴う医療機関の収益減少に対する補償について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 保健所は、感染症対策を始めとした公衆衛生の要であることから、今後とも人員体制を含めて、十分な機能確保を行うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関や地域外来検査センターへの体制強化に対する更なる支援を行うこと。
- (4) 感染への不安を抱えながら医療の提供に従事する者に対して、再度、従事者慰労金の支給実施を国に対して求めること。
- (5) 公立病院の経営安定に向けた支援を拡充すること。

2. ワクチン接種の円滑な実施について

- (1) 市町村が行うワクチン接種実施が円滑に行えるよう、その体制確保や接種に係る経費についてすべて賄えるよう十分な予算措置を行うこと。
- (2) ワクチン接種に係る医療人材の確保について、全国的な打ち手不足解消に向けた取組を早期に行うこと。

- (3) ワクチン配分が各市町村の実情に応じ確実に行われ、早期に情報提供されること。
- (4) 今後の64歳以下の接種に向けて、各自治体が接種計画を立て準備していく必要があるため、早期にワクチン供給量を確保しスケジュールを示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月24日

島根県雲南市議会